

平成30年箕輪町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により提出した随時監査結果報告書を、同条同項及び箕輪町監査委員条例第5条の規定に基づき公表する。

平成30年3月26日

箕輪町監査委員 松本豊實

箕輪町監査委員 下原甲子人

随時監査結果報告書

1 監査の概要

(1) 監査の目的

この監査は、地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び箕輪町監査基準第 14 条 (4) の規定に基づき、町が財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行に係る監査及び公の施設の指定管理監査を実施したものである。併せて同法第 199 条第 5 項の規定に基づき担当部局の監査を実施したものである。

(2) 監査の対象団体及び施設

ア 対象団体 社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会
町部局 福祉課

イ 公の施設の指定管理対象施設

- 箕輪町社会福祉総合センター
- 箕輪町老人福祉センターゆとり荘
- 箕輪町デイサービスセンターゆとり荘

(3) 監査の対象年度

平成 27 年度、28 年度、29 年度

(4) 補助金交付内容・交付状況

表 1 社会福祉協議会への運営費補助金

年 度	補助金交付目的・内容	補助金交付額
平成 27 年度	社会福祉協議会運営費補助金 社会福祉協議会の運営及び社会福祉事業の 運営の推進を図る。	57,557,000 円
平成 28 年度	同上	56,734,000 円
平成 29 年度	同上	57,045,000 円

表 2 公の施設の指定管理料

指定管理対象施設名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
社会福祉総合センター	2,001,000 円	2,038,000 円	1,988,000 円
デイサービスセンターゆとり荘	0 円	0 円	0 円
老人福祉センターゆとり荘	0 円	0 円	0 円

(5) 監査の着眼点

ア 財政援助団体等監査の着眼点

- 町から箕輪町社会福祉協議会へ支払われた法人運営補助金の事務の執行及び補助金に係る会計経理について

イ 公の施設の指定管理者監査の着眼点

- 事業計画書及び事業報告書に基づく管理業務の実施状況及び利用状況、管理経費の収支状況について

(6) 監査の期間

平成 30 年 1 月 30 日

2 監査の結果

(1) 財政援助団体等監査の結果

- ① 町から交付している社会福祉協議会運営費補助金の会計事務について、法人運営事業サービス区分資金収支計算書に基づき社会福祉協議会から説明を求めた。法人運営事業サービス区分資金収支計算書は、事業活動による収支、施設整備による収支、その他の活動による収支に分けられていた。

27 年度の収入の主なものは町からの運営費補助金 5,755 万 7,000 円、社協会費 240 万 1,900 円、寄付金 211 万 8,310 円であった。支出の主なものは人件費に係るもので、退職給付引当資産支出を含め 4,942 万 5,941 円で、この内運営費補助金の対象が 4,161 万 1,288 円であった。人件費は、役員報酬・事務局長が全額補助対象、その他法人運営に携わる職員が 9 割を補助対象としていた。

28 年度は、収入は町からの運営補助金 5,673 万 4,000 円、社協会費 214 万 1,391 円、寄付金 97 万 9,647 円、その他の収入 571 万 9,095 円であった。支出については、人件費に係る経費が 7,028 万 1,903 円で、この内運営費補助金の対象が 4,526 万 6,495 円であった。法人運営費の不足分は、介護保険事業等の自主財源を充当している。

社協会費は、各地区社協やボランティア団体への支援と法人運営費に充てられており、27 年度は会費総額 558 万 7,900 円の内法人運営費に 240 万 1,900 円、28 年度は 561 万 5,700 円の内 214 万 1,391 円が充当されている。寄付金は、寄付者の意向により配分されており 27 年度は 213 万 8,310 円の内 211 万 8,310 円、28 年度は 108 万 5,437 円の内 97 万 9,647 円が充当されていた。

支出の内、「その他の活動による収支」で計上されている拠点区分間繰入金支出 27 年度 760 万円の内容について、500 万円は就労支援事業所「ふれんどわーく」建設費用補償分、260 万円は同じく「ふれんどわーく」の職員 1 名分の人件費との説明であった。直接就労支援事業所への助成ができないため、就労支援事業が町から社会福祉協議会へ移行する際に運営費補助金

の対象とすることになったとの説明であった。この件に関して、町と社会福祉協議会と書面等の取り交わしはされていない。また、建設費用補償分の500万円は27年度をもって終了しており、28年度は「ふれんどわーく」の1名分の人件費260万円となっている。(表3参照)

表3 法人運営事業サービス区分 資金収支計算書(抜粋)

その他の活動による収支	平成27年度	平成28年度
積立資産支出 ()内:補助対象額	15,575,044円 (1,997,471円)	11,381,065円 (2,189,567円)
拠点区分間繰入金支出 ()内:補助対象額	7,600,000円 (7,600,000円)	2,600,000円 (2,600,000円)
自動車リサイクル預託金支出 ()内:補助対象額	0円 (0円)	12,470円 (0円)
その他の活動支出計 ()内:補助対象額	23,175,044円 (9,597,471円)	13,993,535円 (4,802,037円)

② 社会福祉協議会運営費補助金算出に関する負担割合について、補助金の算出根拠を含め福祉課及び社会福祉協議会に説明を求めた。運営費補助金の対象とするもの及び負担割合については、特に書面等に明記されているものはなく、毎年予算要求時に社会福祉協議会から見積書が提出され査定のうち補助金額を決定しているとの説明であった。

③ 社会福祉協議会より財産収入として70万円が納入されている。この内容及び算出根拠について福祉課に説明を求めた。町の施設を利用して実施しているデイサービス事業部分の賃借料であり、算出根拠はデイサービス事業を行っている部分244㎡の建物面積占有率により算出している。町と社会福祉協議会で協議し、平成25年度に公有財産賃貸借契約を締結し納入されているとの説明であった。

(2) 公の施設の指定管理者監査の結果

① 各施設の指定管理先について、民間事業者が出てきている中で社会福祉協議会でなければならない理由等について、福祉課に説明を求めた。社会福祉総合センターは、平成30年度から指定管理先の見直しを行う説明を受けた。ゆとり荘については、引き続き社会福祉協議会へ指定管理を委託する予定であるとの説明であった。

② 社会福祉総合センター指定管理料について、福祉課に説明を求めた。指定管理期間は3年間であるが指定管理料は、毎年予算要求時に見積書が提出され町と社会福祉協議会と協議し決定しているとの説明であった。

- ③ 社会福祉総合センター指定管理料の用途について、指定管理事業収支明細書に基づき社会福祉協議会に説明を求めた。支出の中の受託費消費税について、受託費消費税は、町受託金に対する消費税相当分であり、一端法人運営費へ繰入してから法人運営費より消費税を納入しているとの説明であった。

3 意見及び指摘事項

(1) 社会福祉協議会運営費補助金について

社会福祉協議会運営費補助金について、補助対象の内容について明確に示された要綱等がなく、一部に適正でない事例が見受けられた。また、補助金の負担割合についても曖昧な部分が見受けられた。運営費補助金に対する補助対象及び負担割合について、補助金の算定に係る基準を明確にするとともに運営費補助金の内容、あり方を精査し見直しを含め検討するべきである。

(2) デイサービスセンターゆとり荘の契約について

町と社会福祉協議会で、デイサービスセンターゆとり荘及び老人福祉センターゆとり荘の指定管理契約を締結している一方、介護保険事業に係る使用部分において公有財産賃貸借契約が締結されている。この賃貸借契約により、土地建物財産収入として社会福祉協議会より町へ年間 70 万円が納入されている。70 万円の算出根拠は、平成 25 年度に介護保険事業で使用している部分の建物面積に対する占有率により算出されているものである。指定管理契約を締結している範囲と公有財産賃貸借契約の範囲のすみ分けがなく、ひとつの施設で指定管理契約と賃貸借契約が締結されているのは不適切である。

ゆとり荘に係る契約について、契約方法及び契約内容等を十分精査し見直すべきである。